

警 備 業 務 委 託 仕 様 書

- 1 委託業務 福島県原子力災害対策センター警備業務委託
- 2 警備対象
 - (1) 福島県南相馬市原町区字萱浜字巢掛場45-178
福島県南相馬原子力災害対策センター（南相馬市）
鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建て 延べ床面積 3,572.38㎡
 - (2) 福島県双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-77
福島県楡葉原子力災害対策センター（楡葉町）
鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建て 延べ床面積 3,572.38㎡
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 委託業務の内容
 - (1) 警備対象物件に係る機械警備に関する業務
 - (2) 機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
 - (3) 警備業務実施に係る計画、記録及び報告に関する業務
 - (4) その他必要と認められる業務
- 5 委託業務の提供
 - (1) 委託業務の詳細については、別紙「警備業務細目」による。
 - (2) 警備業務細目に定めがなくても、警備の実施上必要な業務については誠意を持って行うこと。

警 備 業 務 細 目

1 業務目的

警備対象物件に係る火災、盗難及び不法行為を防止し、建物その他財産の保護及び利用者等の安全を確保するため、機械警備機器による異常事態の監視及び異常事態発生を感知した場合の緊急対応業務の提供を目的とする。

2 機械警備機器の設置

- (1) 受注者は、警備対象物件の異常事態発生を感知し、警備本部へ自動通報するための警報装置であり、かつ最終退庁出入口の電気錠と連動して機械警備の設定を操作するために必要な機械警備機器を設置する。
- (2) 受注者は、上記2－(1)のための機械警備機器を警備対象物件に設置する場合は、発注者と事前に連絡調整を行い、発注者の承諾を受けたうえで発注者の担当職員の監督の下に実施する。
- (3) 機械警備機器の設置場所は、別紙図面のとおりとする。
- (4) 受注者は、上記2－(1)のために設置した機械警備機器が正常に作動するよう保守点検を適宜行う。
- (5) 受注者は、機械警備機器に係るやむを得ない事情により、当該委託業務の委託期間中に機械警備業務を実施できない期間がある場合は、発注者と事前に協議を行い、発注者の承諾を受けたうえで機械警備に代わる人的警備業務等を実施する。
- (6) 受注者は、当該委託業務の委託期間終了に伴い機械警備機器を撤去する場合は、発注者と事前に連絡調整を行い、発注者の担当職員の監督の下に実施する。

3 侵入異常に対する警備

- (1) 受注者は、警備実施時間帯において、上記2－(1)で設置した機械警備機器により警備対象物件への侵入異常を監視する。
- (2) 受注者は、上記3－(1)の業務において異常事態の発生を感知したときは、遅滞なく緊急要員を派遣し、異常事態の内容を確認するとともに、必要に応じて警察又は消防機関等へ通報し、事態の拡大防止のため必要な措置をとるものとする。
また、異常事態の発生について、発注者が予め指定する緊急連絡先へ連絡する。

4 火災異常に対する警備

- (1) 受注者は、終日、上記2－(1)で設置した機械警備機器又は発注者が設置した機器により警備対象物件での火災異常を監視する。

- (2) 受注者は、上記4－(1)の業務において火災異常の情報を感知したときは、遅滞なく発注者が予め指定する緊急連絡先へ連絡する。
- (3) 上記4－(2)において発注者と連絡が取れない場合又は警備実施時間帯で警備対象物件が無人状態となっている場合は、受注者は、直ちに緊急要員を派遣し、火災発生の有無を確認するとともに、必要に応じて消防機関への通報及び事態の拡大防止のため必要な措置をとるものとする。
- (4) 受注者は、上記4－(1)の業務において火災が発生したと判断したときは、直ちに消防機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、緊急要員を派遣し、事態の拡大防止のため必要な措置をとるものとする。

5 業務実施に係る計画、記録及び報告

- (1) 受注者は、当該警備業務の実実施計画書、業務従事者名簿及び緊急連絡体制図を事前に提出し、発注者の承諾を受けるものとする。
- (2) 受注者は、上記3及び4に基づき行った緊急対応について、速やかに発注者に報告する。
- (3) 受注者は、当該警備業務の実実施状況及び機械警備機器の保守点検に係る結果について記録し、書面により発注者に毎月報告する。

6 入退庁時の取扱い

- (1) 警備対象物件で勤務する発注者の職員（同施設内で勤務することについて予め発注者から認められた関係機関の職員を含む。以下、「施設職員等」という。）が最終退庁するときは、上記2－(1)で発注者が設置した警報装置の警戒を開始する操作を行うとともに、最終退庁出入口の施錠を確認する。
- (2) 施設職員等で最初に入館する者は、上記2－(1)で受注者が設置した警報装置に解除コード等を入力し、警戒解除の操作を行うとともに、最終退庁出入口を解錠する。
- (3) 受注者の業務従事者は、施設職員等による警報装置の信号を確認し、機械警備業務の開始及び終了を判断する。

7 業務時間

(1) 警備基準時間

平日：17時15分から翌日8時30分まで

土曜日、日曜日及び休日：8時30分から翌日8時30分まで

(2) 警備実施時間

上記7－(1)の時間帯において、警備対象物件が無人状態となり、警備対象物件から警報装置警戒開始の信号を受けたときに機械警備業務を開始し、警報装置警戒解除の信号を受けたときに機械警備業務を終了する。

(3) 警備対象物件の状況確認

上記7－（1）の時間帯において、発注者が予め指定する時刻を過ぎても警備対象物件から警報装置警戒開始の信号を受けていない場合、受注者は電話等の手段により施設職員等と連絡を取り、警備対象物件が無人状態となっていないか及び警備実施の予定時刻を確認するとともに、警備対象物件が無人状態となっていることが疑われる場合は、上記3－（2）及び5－（2）に準じて対処するものとする。

（4）臨時入館時の対応

上記7－（2）による警備実施時間中、やむを得ない事情により施設職員等が臨時入館するときは、当該職員は警報装置の警戒を解除し、臨時入館中（警報装置警戒開始の信号を受けるまで）は発注者の責任において侵入異常等に対処するものとする。

8 鍵の預託

- （1）警備対象物件の警備のために必要な鍵（ICカード等）は、発注者と受注者が相互に預託し、それぞれが厳重に管理するものとする。
- （2）受注者が設置する機械警備機器に対応する鍵（ICカード等）について、受注者は、発注者の指示に基づき必要数量（最大数量30式まで）を準備する。
- （3）受注者が発注者から鍵の預託を受けていない（鍵の変更により使用できない場合も含む。）部屋等に係る異常事態の有無の確認は、外部からの確認を限度とする。

9 費用負担

- （1）当該機械警備業務の実施において、受注者は以下の費用を負担する。
 - ア 受注者が設置する機械警備機器に係る設置、保守点検、修繕及び撤去費用
 - イ 受注者が設置する機械警備機器に対応する鍵（ICカード等）の作成費用
 - ウ 受注者が設置する機械警備機器の使用に係る通信回線費用
 - エ 上記2－（5）による人的警備業務等を実施するための費用
- （2）当該機械警備業務の実施において、発注者は以下の費用を負担する。
 - ア 発注者が設置する機器及び設備が正常に作動しないために受注者が損害を被った場合の損害金
 - イ 発注者の責めに帰すべき事由により受注者の設置する機械警備機器を毀損又は紛失した場合に必要となる実費
 - ウ 警備対象物件の機械警備に係る光熱水費
- （3）当該機械警備業務の実施において、以下の費用については受注者の責任としない。
 - ア 当該機械警備業務に係る委託契約書又は仕様書等によらない業務であり、発注者の要求により受注者が実施する業務から生じた損害
 - イ 自然災害及びその他不可抗力により生じた損害
 - ウ 発注者の機器及び設備の誤作動、施設職員等による機器の操作、その他受注者の責めに帰さない事由によって生じた損害